

特記事項	①当社より記載内容(全項目)確認のため、申込者・賃借人・連帯保証人・緊急連絡先にご連絡させていただく場合がございます。(また、在籍確認をさせていただく場合もございます) ②お申込みに際しては、当社所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご要望にそえない場合がございます。なお審査の内容・結果等に関するご質問、お問い合わせについてはお答え致しかねますのであらかじめご了承ください。
------	--

協定会社様(審査回答書送付先)の情報

会社名	谷津建設 株式会社			担当	松田
TEL	042-758-2266	FAX	042-707-8218		

仲介会社名	(有)セレクト	TEL	044-733-0117	FAX	044-733-4488
-------	---------	-----	--------------	-----	--------------

物件内容 代理店記入欄	入居予定	月日 ☐ 入居済 賃料滞納なし ☐ 入居済 賃料滞納あり ☐ 早期解約違約金 / フリーレント有 : 内容 ()																				
	フリガナ	ルミエールミナミ スリー															号室					
	物件名	ルミエール南Ⅲ															202 ☐ 戸建					
	住所	〒2110064 神奈川県 川崎市中中原区今井南町 2 1 - 2																				
	物件用途	☒ 住居用 ☐ 住居学生用 ☐ トランクルーム ☐ 倉庫 ☐ 駐車場 ☐ 店舗・事務所 ☐ 店舗・事務所 / 住居兼																				
	店舗・事務所 利用目的	記載例：パン屋・美容室・事務所・介護施設										入居理由		☐ 新規 ☐ 増店 ☐ 移転		介護施設 の場合		☐ デイケア ☐ 宿泊有				
	①家賃（賃料）	89000円					④水道料・町（区）費					敷金・保証金					89000円					
②共益費・管理費	3000円					⑤その他 ()					礼金					3000円						
③駐車場						⑥月額賃料					敷引（解約引き）					0円						

【重要】下記署名者は、【個人情報取得・管理・利用に関する同意書及び賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書】を申込者に説明し、また、保証免責となるような虚偽申告、及び入居済申込者は申込時点で賃料滞納がない事・リースバック有無を確認して申込します

協定会社/仲介会社名

確認/説明者(署名)

個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意書及び賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する事項
 全保連株式会社(以下「申込者」といいます。)、は、貸付信託委託契約(以下「委託契約」といいます。)の申込者、その連帯保証人(以下併せて「申込者等」といいます。)の個人情報及び法人情報を、本書(以下「本事項」といいます。)に定めるところに従い取り扱います。

第1条(個人情報)

個人情報とは、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、本、識別情報、肖像、画像、勤務先名称、勤務先住所、雇用形態、勤務先電話番号、部署、年次、勤務年数、外国籍の方における在留資格、在留期間、日本語検定資格の内容、日本との合計在留年数、当社が保護の対象となる賃料等に係る賃貸契約の目的(物件・上・賃貸物件)といえます。この間における所在地、口座情報委託契約における委託者(貴個人)と当社との間における取引情報、その他公共機関、官報やマスメディア等の媒体を通じて公にされている情報のいずれかに該当するものをいいます。(いずれも、委託契約終了後の個人情報も含み

第2条(法人情報)

法人情報とは、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 法人名、代表者名、代表者生年月日、所在地、電話番号、FAX 番号、設立年月日、資本金、年商、従業員数、事業内容、所有物件の名称、所在地、口座情報、委託契約における委託者（貴借人）と当社との間における取引情報、その他公共機関、官報やマスメディア等の媒体を通じて公にされている情報

(2)登記事項証明書等に記載された法人確認のための情報

第3条(関連する個人情報)
当社は、申込者等が、事前に本人からの同意を得て当社に提供した緊急連絡先及び同居人等、申込者等の関係者(以下、併せて「同居人等」といいます。)に関する個人情報についても本事項に従って取り扱います。

第4条(個人情報及び法人情報の利用目的)

当社が申込者等から取得した個人情報及び法人情報の利用目的は以下のとおりです。本事項に別段の定めがある場合のほか、この利用目的を超えて、当社が個人情報を利用することはありません。

- (1) 申込者等からの当社宛お問合せ及びご意見ご要望の受付対応として
①お問合せ及びご意見ご要望の内容を確認しその対応を行うため。
（なお、この目的のためにこれらの内容については録音をいたします。）
②お問合せ及びご意見ご要望の内容を当社内システムに記録するため
③お問合わせ及びご意見ご要望を踏まえ、当社でサービス品質向上を図るための資料を作成するため
- (2) 委託契約の締結、継続等の可否を判断するまたは委託契約の状況等を共有するため
①締結、継続等の可否を判断するため
②申込者等との間で委託契約を締結することの是非を審査するため
③前号の審査の結果を踏まえ、申込者等との間で委託契約を締結するため
④締結された委託契約を継続することの可否を判断するため
⑤前 3 号の審査判断に関する記録を当社内システムに保存するため
⑥貴社資料を管理する不動産会社（当該不動産会社がフランチャイズである場合はフランチャイザー会社を含みます。以下、これらを併せて「管理会社」といいます。）に対し、委託契約の状況を共有するため
なお、①から③の判断に際して、当社が第 8 条に定める第三者機関から提供を受けた申込者等の信用力等に関する情報については、かかる判断の目的で限定的に利用することはありません。
- (3) 委託契約の履行の場として
①委託契約に定める保証金委託、資料費、口座振替サービス利用料等の

- 入金管理等のため
- ③前号の入金管理等に関して、管理会社との間で情報共有を行うため
- ④当社システム内に保存されている申込者等の情報につき、システムメンテナンスを含めた適切な保全を実施するため
- (4)委託契約に基づく求償権利行使の場面として
- ①申込者等の所在を確認するため
- ②申込者等に連絡を行うため
- ③求償権利行使に際しての申込者等との交渉経過その他の事実に関する記録を保存するため
- ④前3号における確認、連絡、交渉状況等に関する事実につき、管理会社との間で情報共有を行うため
- (5)当社のサービスの紹介の場面として
- ①ダイレクトメールの発送等、当社サービスに関する各種ご提案・ご案内を行うため
- ②前号のご提案・ご案内のため、当社と申込者等との間の取引履歴等を分析するため
- (6)当社のサービス品質向上の場面として、市場調査、保証商品やサービス研究開発を行うため
- (7)委託契約に付帯する商品等に関する情報を申込者等に提供するため
- ⑧当社が貸與人及び管理会社から委託に基づき、委託者（貸與人）から賃料、その他金員の収納に係る代行事務を行うため。
- (9)賃貸借契約の履行及び管理並びに賃貸借契約終了後の貸與人と委託者（賃與人）との間の債権債務関係の精算に協力する場面として
- ①保証契約の解約や取引解除後の事後管理のため
- ②当社の債権譲渡等の処分および担保入れその他の取引のため
- ③賃與人が行う明渡訴訟に関し、申込者等の氏名・住所及び滞納状況などの特定に協力するため
- ④賃與人が行う明渡訴訟に関し、管理会社への情報提供などに協力するため
- ⑤賃與人が行う強制執行に関し、執行補助者への情報提供などに協力するため
- ⑥保証契約に基づく代位弁済請求に関し、その請求内容等の精査の

第5条(個人情報の第三者への提供)

- (1) 当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等の同意を得ずに、申込者等の個人情報第三者に提供することはありません。
- ① 法令に基づく場合。
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等の同意を得ることが困難であるとき。
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者等の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 申込者は、当社が申込者等の個人情報およびその第三者に対し提供することにご同意します。
- ① 4条記載の利用目的の実現に必要となる以下の者
- 常設保証人予定者、委託者(借入人)、常設保証人、賃物件物の所有者、賃貸人、これらにお申込み及び契約をいただいた物件の管理会社、仲介会社、調査会社、緊急連絡先もしくは同居人等の申込者の関係者、委託契約もしくは保証契約の付帯商品の提供会社、申込執行実施時における執行補助者
- 2) 当社が申込者等に対し、有する債権を譲渡又は担保に供する場合に

- おける以下の者
譲渡先又は担保権者
- ③ 刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会その他各種
法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合に
おける以下の者
公的機関・公的団体等
- ④ その他申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に
おける以下の者
当該第三者
- ⑤ 委託契約と同時にまたは付随して、申込者等が保険会社と保険契約を
締結した場合における以下の者
保険契約の相手方となる保険会社

第6条(第三者の範囲)

以下の各号において個人情報の提供を受ける者は、前条の第三者に該当しないものとします。

- (1) 当社が利用目的の実現に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合における委託先（なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います。）
- (2) 当社が合併その他の事由により事業の承継を行うこととなった場合の承継先

第7条(家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用等)

- (1) 申込者等は、当社が個人情報等を当該加盟する以下の家賃債務保証情報取扱機関（以下加盟家賃債務保証情報取扱機関」といいます。）に提供することに同意します。
- 加盟家賃債務保証情報取扱機関
- | | |
|------|---|
| 名 称 | 一般社団法人 全国賃貸保証業協会（略称 LICC） |
| 住 所 | 〒105-0004 東京都港区新橋 5 丁目 22 番 6 号
ビル・グランエール BLDG2 四階 A |
| 電話番号 | 0570-086-110 |
| URL | http://jpga.or.jp/ |
- (2) 申込者等は、当社が申込者等との委託契約締結可否の判断及び委託契約又は保証契約の履行・求償権の行使のために、加盟家賃債務保証情報取扱機関に照会し、申込者等に関する個人情報に登録されている場合に、当社が当該情報を利用することに同意します。
- (3) 申込者等は、以下の表に定める個人情報加盟家賃債務保証情報取扱機関に以下の表に定める期間登録され、加盟家賃債務保証情報取扱機関の会員により申込者等との契約締結可否の判断及び契約の履行・求償権の行使のために利用することに同意します。

	登録情報	登録期間
1	氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人を特定するための情報	下記の 3 又は 4 のいずれかの登録情報が登録される期間
2	賃貸物件の名称、住所等賃貸物件を特定するための情報	
3	委託契約又は保証契約の申込を了した事実	
4	当社の賃貸人に対する支払い状況、求償金支払請求訴訟及び建物明渡請求訴訟に関する情報	契約期間中及び契約終了後債務が消滅してから 5 年間

- ZENHOREN CO.,LTD.202408(LP 個人)

賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者(以下「お客様」という。)と締結する賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という。)の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載しています。ご契約前に必ずご一読くださいますようお願いいたします。
なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては本契約書記載の各条項をご確認ください。

1. 保証会社の商号又は名称、住所、連絡先、相談窓口の名称

商号又は名称	全保連株式会社 登録番号 国土交通大臣(2)第16号 2017年12月21日登録	
本社所在地及び連絡先	【東京本社】 東京都新宿区西新宿1-24-1 TEL:03-6327-5840	【沖縄本社】 沖縄県那覇市字天久905番地 TEL:098-866-4901
問い合わせ窓口	沖縄県那覇市字天久905番地 お客様相談室 TEL:0570-01-1083 受付時間:土・日・祝日・当社休業日を除く 9:00～18:00	

2. 保証内容及び保証限度額

保証の範囲	保証対象物件の賃貸借契約(以下「原契約」という。)における家賃(賃料)、共益費/管理費、駐車場料金、水道料/町(区)費、退去時の精算金など本契約書第5条記載の内容となります。	
保証限度額	住居学生	月額賃料の24か月分相当額
	住居	
	事業用	
	倉庫	月額賃料の6か月分相当額
	トランクルーム	
	駐車場	月額賃料の12か月分相当額

3. 弁済に係る求償権行使

求償権行使	賃料支払約定日を過ぎても賃料等をご入金なされない場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を立替払い(以下「代位弁済」という。)いたします。保証会社は代位弁済により発生した求償権を、お客様へ行使させていただきます。
費用	代位弁済1回につき保証事務手数料として2,970円(内消費税等270円)をご請求させていただきます。

4. 保証委託料及び保証期間

保証委託料	ご契約のプランに従って、以下の初回保証委託料及び継続保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。		
	毎年プラン	住居	初回保証委託料:月額賃料の50%(下限2万円)及び継続保証委託料:毎年13,000円
		事業用	初回保証委託料:月額賃料の100%(下限4万円)及び継続保証委託料:毎年月額賃料の10%(下限1万円)
		倉庫	初回保証委託料:月額賃料の100%及び継続保証委託料:毎年月額賃料の10%(下限1万円)
	初回のみプラン	住居学生	初回保証委託料:1万円及び継続保証委託料:毎年13,000円
		住居	初回保証委託料:月額賃料の120%(下限4万円)
		駐車場	初回保証委託料:月額賃料の100%(下限1万円)
		トランクルーム	初回保証委託料:月額賃料の100%(下限1万円)
※継続保証委託料は、本契約書に記載された保証開始日から保証期間中、満1年を経過する毎にお支払いいただきます。 ※ご契約後、保証会社が受領した初回保証委託料及び継続保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。			
保証期間	本契約書の保証開始日から退去明渡日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合、または保証対象物件を対象とした新たな賃貸借契約を締結した場合には更新期間または新たな賃貸借契約の開始日から退去明渡し日まで保証します。		

5. 中途解約及び解除事由

中途解約	本契約は原契約の存続期間中は継続します。但し、お客様が本契約の解約を賃貸人等に申し入れ、賃貸人が保証会社所定の書面にて承諾した場合は、保証会社はその申し入れに応じて保証を終了します。
解除事由	保証会社は、お客様が以下のいずれかに該当した場合、何らの通知、催告することなく直ちに本契約を解除することができます。 この場合、本契約を解除されたお客様は、解除によって保証会社に生じた損害を賠償します。 (1)本契約の各条項に違反し、保証会社が相当期間を定めてその是正を催告しても期間内に是正されない場合 (2)保証会社に対し、本契約に関する重要な事項について故意又は過失により虚偽の事実を告げ、それにより保証会社が誤認して本契約を締結した場合 (3)その他、前2項に準じる事由が生じた場合